

公立保育所民営化実施計画の見直しについて

健康福祉部 子ども政策室

1. はじめに

公立保育所の民営化については、平成21年5月に「公立保育所民営化実施計画」を策定し、年次的に推進することとしています。

平成22年度は、計画に基づき、昭和・名張西・西田原・東部保育所を民営化しました。

しかしながら、今後の民営化につきましては、施設用地の整理等どうしても解決できない案件があることから、今回、当該実施計画の見直しを行うこととします。

2. 現行の実施計画

平成21年5月に策定した「公立保育所民営化実施計画」では、平成22年度から3ヶ年で全園民営化を年次的に実施することとしています。

ただし、平成23年度以降の取り組みについては、公募に伴う受け入れ法人の有無や事前準備業務の進捗状況等により、毎年度実施計画の見直しを行うこととしています。

平成22年度(第1次)	昭和保育所、名張西保育所、東部保育所、西田原保育所
平成23年度(第2次)	桔梗が丘保育所、蔵持保育所、滝之原保育所、錦生保育所
平成24年度(第3次)	比奈知保育所、赤目保育所、大屋戸保育所、薦原保育所

3. 現行の実施計画での課題

(1) 用地に係る課題

薦原、赤目、錦生、大屋戸の4保育所については、敷地が学校用地と同筆で、分筆(境界確定)して無償貸与するためには、多くの隣接地の所有者の立会いが必要となる所や、敷地の一部が民地でその所有者が死亡しており、相当数の相続人との交渉が必要で処理が困難な所、敷地が全て民地で、うち一部の敷地の所有者との用地交渉が頓挫している所などであることから、用地の取得が困難であると判断しました。

(2) 職員の適正配置に係る課題

平成22年度当初の保育士・幼稚園教員及び給食調理員の在籍者数は、次のとおりです。

(H.22.4.1 現在)

配置場所等	保育士・幼稚園教員(人)	給食調理員(人)
公立幼稚園(名張・桔梗南)勤務者	12	-
小学校勤務者	-	23
子育て支援室(かがやき含む)勤務者	9	0
公立保育所勤務者	47(育休5人含む)	14(育休1人含む)
社協(昭和保)派遣職員	13	1
民営化保育所(名張西、東部、西田原)派遣職員	6	0
計	87	38

平成23年度以降の保育士・幼稚園教員及び給食調理員の在籍者数は、次のとおりです。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保育士・幼稚園教員	85	82	78	73	70	69	64
給食調理員	35	35	32	29	27	26	22

平成23年度以降、正規職員の適正な配置が必要です。特に保育士については、専門性や豊富な経験を活用できる職場の確保が必要です。

社会福祉協議会への派遣については、法人との協議により、5年を目途に完全に引き上げることとなります。

4. 現行計画の見直し

(1)平成23年度以降の取組

平成23年度は、桔梗が丘、蔵持、比奈知、滝之原保育所の4園を民営化します。

なお、保育所民営化に関する基本方針、公立保育所民営化実施計画の基本的な考え方に変更はないが、当面、薦原、赤目、錦生、大屋戸保育所の4園は、公立保育所で運営します。

平成23年度(第2次) 民営化実施保育所	桔梗が丘保育所、蔵持保育所、比奈知保育所、滝之原保育所
-------------------------	-----------------------------

平成24年度は、平成23年度の民営化実施状況や、既設民間保育所の運営状況を検証して、今後、保育ニーズに対応できる公立・私立保育所の役割を検討していくこととします。

(2)移管先法人

市内の社会福祉法人や学校法人による一般公募を基本としますが、応募のない保育所については、名張市社会福祉協議会と協議を行い民営化を進めるものとし、移管先法人が決まらない場合は、当面の間、公立保育所で運営します。

(3)正規保育職員の配置

民営化に伴う正規保育職員の扱いについては、公立保育所の正職化を図るとともに、病児・病後児保育、認定こども園、療育センターへの配置のほか、一般職員への登用を行っていくこととします。

5. 民営化推進の日程

平成22年	4月	民営化実施計画の見直し(素案)作成	
	4月～5月	庁内協議(一新委員会 4/28、一新本部 5/7)	
	5月	議会説明(全員協議会 5/25)	
	5月～6月	保護者会、地元、職員組合等説明	
	5月	移管先法人公募要項作成	
	6月	移管先法人公募	
	7月	選定委員会設置、移管先候補法人選定	
	7月	移管先法人決定	
	7月	保護者会、地元、職員組合説明	
	7月～	移管法人との調整開始	
	10月	新年度入所者募集	
	平成23年	3月	設置運営移管に関する協定締結
		3月	土地無償貸付、建物無償譲渡関連手続き
4月1日		民間保育園開園	

民営化に係る移管先法人への遵守条件

(平成21年度作成分)

1. 保育所運営に関する指導・通知について

移管先法人が児童福祉法に定める認可保育所を設置運営すること。

児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生労働省令第63号）その他関係法令・通達を遵守し、県及び市からの指導・通知に誠意を持って対応すること。

移管前の保育所名を継承し、変更しないこと。「保育園」への変更は、差し支えないものとする。

保育内容については、国の保育所保育指針を基本とし、児童の発達を考慮した適切なものとする。

開園時間は午前8時以前、閉園時間は午後6時以降とすること。

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律178号）に定める祝日、12月29日から翌年1月3日までとし、これ以外は休園しないこと。

移管保育所が、現在実施している特別保育を引き続き実施し、その充実に努めること。また、名張西保育所における休日保育は、市内全保育園児を対象とする。

延長保育、一時保育の利用料は当該保育所において徴収し、法人の会計において処理すること。

市が実施する個別乳幼児特別支援事業に積極的に参画すること。

保育所の安全管理及び衛生管理については、市が作成したマニュアルを参考に、園児及び職員の安全及び衛生の確保に努めること。

苦情解決の仕組み（苦情解決責任者、苦情解決担当者、第三者委員の設置）の整備を行うこと。

受け入れる子どもは0歳児（生後6ヶ月目より）から就学児童までとすること。

市が主催する保育に関する研修・会議等に積極的に参加させるなど、職員研修に取り組むこと。また、保育所内においても、保育内容の意見交流等を随時実施すること。

2. 職員配置について

入所児童数に応じて、名張市の職員配置基準で職員を配置すること。

施設長は、児童福祉施設または幼稚園で3年以上の施設長または幹部職員として勤務した経験を有する者で、移管保育所の専任とすること。

保育士の3分の1以上は、勤務経験が3年以上の者であること。

移管保育所の引継ぎに伴う市からの派遣職員は、フリーの配置とすること。

3. 保育所運営委員会等の設置について

保護者、地域住民、行政等と法人による「保育所運営委員会」を設置して、園運営についての評価、改善に努めること。

移管後3年以内に第三者評価事業に取り組み、評価の結果を公表すること。

保護者会は継続設置することとし、保護者との懇談を適宜開催して保護者の意向を把握するとともに、保護者の意向・要望や育児相談等には誠意を持って対応すること。

園児に配布する絵本等の教材費、園活動に関する実費、特別保育にかかる利用料、その他、市が認める実費徴収金以外の負担を保護者に求めるときは、運営委員会にかけるとして保護者の理解を得ること。

4. 園行事等について

移管前の年間行事を継承し、計画性・継続性のある運営を行うこと。

月1回以上の園庭開放を実施し、未就園児とその保護者への遊びや情報交換の場を提供すること。

老人会や小中学校との交流等地域活動を積極的に行うこと。

宗教的活動は行わないこと。ただし、一般的に取り扱われている行事の実施や、保護者の半数以上が同意する行事の実施は差し支えないものとする。

5. 給食に関することについて

定期的に給食会議を開催し、市と同等の内容で運営されて、給食は、市が作成する献立表に従って提供し、乳児（2歳以下）に対しては、主食も提供すること。

離乳食やアレルギー対応について、除去食・代替食を行うこと。

自園調理方式を採用し、調理員1名以上を常時雇用するとともに、食数に応じて必要な調理員を配置すること。

給食は職員が子どもと一緒にとることとし、食育の充実に努めること。

平成22年度公立保育所民営化運営法人公募要項に掲載する遵守条件については、一部修正する予定です。